

唐の長安義寧坊の大秦寺の敷地に關する

支那地志類の記載に就いて (下)

文學士 那波利貞

三 (續)

然るに吾人の寡聞にて今までに探究したる限に

於ては、此の太平坊の崇聖寺の歴史が少しも判明

せず、従つて何代に崇聖寺なる寺號が義寧坊の大

秦寺の敷地へ移されて此處が崇聖と稱する佛寺と

なりしかを探り知り能はぬ。併し『長安縣志』卷二

十四の金石志は申すまでもなく、金石に關する多

くの著録には金勝寺の敷地に崇德坊の崇聖寺に在

りし張小悌の書に係る佛頂尊勝陀羅尼經幢の遺存

することを指摘して居る。例へば『長安縣志』卷二

十四金石志には崇聖寺經幢と題して

天寶七載五月張少悌行書。在崇聖寺。

寺の條には

有佛頂尊勝陀羅尼幢。張少悌書。

とあり、これは二者同一の經幢を指せること秋

毫も疑を容れ能はぬ。即ち崇德坊の崇聖寺に建

られたる張小悌行書の經幢が金勝寺に遺存するこ

とは確たる事實で、このことは即ち或る時代に太

平坊の崇聖寺が、崇德坊の崇聖寺より寺號襲名と

共に引き繼ぎ居たる什物古碑幢などを隨へて更に

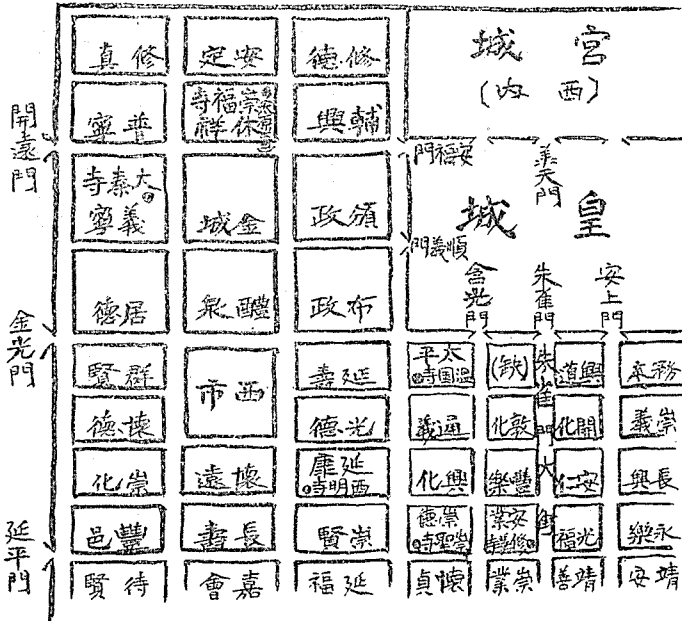
義寧坊の大秦寺の舊敷地へ移轉したことを物語る

確實なる證左であると思はれる。斯の如き類例は

我國にも嘗て實在すること、彼の養老靈龜の合

寺獎勵の場合にも數箇寺の財物を合併して寺家の

唐代長安城西北隅城坊略圖



基礎を鞏固ならしむる方針がとられて居る。然れ

ば此の張少憐の筆に係る經幢の傳來の徑路は蓋し崇德坊に創建せられた崇聖寺が會昌五年に廢せられて後に、崇聖の寺號を襲名せし太平坊の溫國寺の敷地へ移建せられ、更に或る時代に太平坊の崇聖寺が義寧坊の大秦寺の舊敷地へ移りし時に更に移建せられたるものであらうと思ふ。彼此の事情を合せ考ふる時は、義寧坊の古の大秦寺の敷地は或る時代以後確に佛寺とせられ、しかも由緒深き崇德坊の崇聖寺の寺號を太平坊の溫國寺が襲名保存したると同様に、更に太平坊の崇聖寺の寺號を義寧坊の此の地にて襲名保存して以て宋元時代を經過し、その後大に荒廢して見る影もなくなりしを、明の英宗の天順八年西曆一四四年に至りて其の遺址が修治せられ、白玉佛像、鐘、磬、碑刻の出土發見もありて今更ながら由緒ある古名刹を荒廢の儘放置するに忍びず、新に佛

殿を造營し、憲宗の成化十三年西曆一四一四年に工を畢りし爲、改めて崇仁寺と稱せらるる様になりたるものかと考へられる。唯吾人研究者として遺憾に堪へざるは、唐代の大秦寺の舊敷地が太平坊の唐の崇聖寺の寺號を襲名したる年次を明確に爲し得ざることであるが、史料の缺乏せる今日とて容易に之を解決する好記載を發見し得ないで居る。

然れば少くとも明の成化十三年に崇仁寺と改稱せらるる前に、義寧坊の此の敷地に崇聖寺と稱せし佛寺の存在せしことだけは確たる史實なりと考へ得れば、決して陶保廉の謂ふが如き訛稱ではなく、堂々として唐代の崇聖寺の寺號が此處に襲名保存せられ以て明の天順成化の頃まで及びたるものであると思ふ。但し成化十三年より以前既往何代まで崇聖寺の寺號を以て知られたるかは時代的に遡り知り得られない。何れにしても太平坊の唐の崇聖寺の廢止せられたる時より始まりて以て明

の成化十二年まで及んだ筈であると思はれる。然れば清の高宗の乾隆四十年西曆一七五五年に畢沅が之を重修し崇聖寺と額せしは明の成化十二年以前の由緒深き舊寺號を復したる譯であるから崇聖寺なる寺號の沿襲傳統の點のみより謂へば、その間その敷地の位置に變遷有りしとは雖も、唐の儀鳳二年以來の該寺號は大體連綿として清朝時代までも長安縣内に傳統保存せられたる譯で、唯成化十三年より乾隆四十年まで約二百九十八年間崇仁寺と稱せられたるのみである。これにつけてもその重修者たる畢沅が『關中勝蹟圖志』卷七にて此の崇聖寺の沿革を叙するに當り、唐の崇德坊の崇聖寺なる寺號の襲名傳統の史實と、その敷地の地理的變遷史實とを混淆する記載を爲し、晉に唐の崇德坊の崇聖寺のことを冠らせ記すのみならず更にその前身たる隋代の濟度寺のことまでも漫然と包括して

隋崇聖寺。在長安藍城西五里。

と記載し、金勝寺の敷地をして唐代の崇聖寺の舊敷地たるかの如く誤認せしむる記載を爲せるは杜撰も甚だしいと謂はなければならぬ。畢沅をして謂はしむれば、或は唐以來由緒ある崇聖寺なる寺號の襲名傳統を重視したるもので、その敷地の變遷移動は問ふ所にあらずと謂ふかも知れないが乾隆四十年以後崇聖寺の古寺號に復したる此の俗稱金勝寺の沿革を述ぶる記載としては、之では非學術的である。畢沅は該地域の景教碑を知り居りし筈なれば、彼が題額せし此の寺の記載としては

少くとも崇聖寺なる寺號の唐以來の沿革傳統と此の金勝寺の敷地そのものの沿革とを區別して説明し、前者に於ては鄙説の如き崇聖寺の地理的位置の時代的變遷の歴史地理的記載を爲し、後者に於ては唐代の大秦寺より崇聖寺崇仁寺乾隆四十年後の崇聖寺の寺號復古に至る沿革を年代的に記述せなければならぬ。此の點に於ては獨り『關中勝蹟

圖志』のみならず『勅修陝西通志』『長安縣志』『西安府志』などの諸地志類の記載も亦比々その通りで、何れも非學術的なりと謂ふ毀を免がれ能はないと思ふ。

四

第三に不可解なるは諸地志類が符節を合したる如く一齊に明代の崇仁寺、乾隆四十年後の復古崇聖寺の敷地が、唐代に大秦寺たりしことを明々に記載せざることである。何れの記載も唐の崇德坊の崇聖寺のことを述べて直に明の天順八年西曆一四六四年の修治に及び、宋元時代のことは秋毫も記さず、初んや唐代大秦寺たりしことに明確に説及せるものは無い。『勅修陝西通志』と『西安府志』とは景教碑遺存のことすら記さず、『大清一統志』『關中勝蹟圖志』『長安縣志』は景教碑遺存のことは記せるも積極的に金勝寺が唐の大秦寺の舊地なることは謂つて居らぬ。之には何か原因がなければならぬ

筈であると思ふ。知悉して居つても故意に記載せざりし歟。或は全然知らざりし爲歟。或は景教碑がネストル教の碑なることを知らずして支那普通の佛寺記の碑とでも思ひ居りし爲なる歟。

大秦景教流行中國碑の出土發見年次は學者の知悉する通り、セメドー(Sanado 魯德照)の『支那全史』(Histoire Universelle de la Chine) 第二百二十七頁以下の所記の如く明の天啓五年西曆一六二五年 說もあれば、デアズ(Emmanuel Diaz 陽瑪諾)の『唐景教碑頌正詮』の說の如く天啓二年西曆一六二二年 說もあり、

又古くは崇禎年間西曆一六二八年 說も嘉靖年間西曆一五六二—一六二〇年 說もあるが、如何に發見時代を下降せしめても明末には既に此の碑が金勝寺の境内から出土發見せられたことは知られて居り、又此の碑が耶蘇教關係のものたることも知られて居つた筈であるから、清朝に入つての著録なる前掲の諸地志類にては、此の碑の遺存のことからして、當然金

勝寺の敷地が唐の大秦寺の舊地なることぐらいは說及せらるべきであると思はれるのであるが、景教碑遺存のことを述べても、大秦寺の舊地なることには說及して居らぬ。

宋元時代の諸記載に景教碑のこの見えざるは恐くは會昌五年に大秦寺の廢せられたる時、當時の大秦寺の僧侶が之を愛惜して故意に土中に埋没隠匿して以て明末にまで及びたる爲ならむと考へ得れば、猶ほ説明が附し得られるが、既に景教碑が發見せられ而も之が唐の徳宗の建中二年に義寧坊の大秦寺に建立せられた耶蘇教關係の碑なることの分明となりし明末以來の支那地志類に、此の碑とその發見出土地との歴史的關係に就きて積極的に言及し居らざるは、吾人には甚だ奇異に感せられる現象である。

明末清初に一度隆盛なりし支那に於ける耶蘇教は、所謂典禮問題を以て康熙四十五年西曆一七〇六年 六月

のツルノン(Tournon 多羅)の最後の謁見頃より康

熙帝の逆鱗に觸れ初め、遂に雍正元年^{西曆一七二三年}

月に至り浙閩總督覺羅滿保の上奏ありて耶蘇教嚴

禁令の發布に遭ひ、天文に精通して技能ある者を

除く以外の教士輩は悉く澳門に放逐せらるる運命

に立ち至つたことは『東華錄』雍正元年十二月の條

の記事に徴しても明確なる史實である。清の梁章鉅

の『浪蹟叢譚』卷五、天主教の條には湖北省黃岡の

吳德芝の天主教書事を引きて覺羅滿保の上奏を雍正

二年のこととしてあるが、之は『東華錄』に據り

て元年十二月が正しく、教士放逐の實行が翌二年

に入りて實現せられたるものと解釋すべきである

と思はれる。これより以後咸豐九年^{西曆一八五九年}まで學

問技術を以て出仕する外人宣教師は格別として、

又實際如何はごまで此の耶蘇教嚴禁令が嚴密に實

行せられたるか疑はしいのであるが、兎に角公的

には教禁令が存して耶蘇教は嚴禁せられたのであ

る。

右の事情を考慮に容れて、吾人が茲に指摘する

所の諸地志類の編纂年代を考ふるに、『勅修陝西通

志』は曩に康熙年間に賈漢復の著はしたる『陝西

通志』を更に雍正七年に詔を以て改修せしめたも

ので沈青崖が主としてその編纂改修を總監した書

であり、『大清一統志』は乾隆二十九年に成就し、

『關中勝蹟圖志』は乾隆四十一年に成り、『西安府

志』は乾隆己亥即ち四十四年に成り、『長安縣志』

は嘉慶年間の編纂に係るのである。

而して『勅修陝西通志』と『西安府志』には景教

碑のことも金勝寺が唐の大秦寺の舊敷地なること

も兩つながら記さず、『大清一統志』は金勝寺の條

にその境内に景教碑あることを記せるも、その大

秦寺の舊敷地に該當することを記さず、『關中勝蹟

圖志』は崇聖寺の條の記載の末に景教碑文を掲載

せるも、然も積極的に大秦寺の舊敷地問題には一

言も説及せず、唯『長安縣志』のみが卷二十四、金石志の條に景教碑を擧げて

大秦景教流行中國碑

建中二年正月僧景淨撰。呂秀巖正書。有題額。碑末及下方刻梵書。在崇聖寺。

と謂ふと共に卷二十二、寺觀志の卷頭に於て

案長安志。皇城西第三街從北第三義寧坊波斯胡寺。太宗篤大秦國胡僧立。其地正鄴唐城西垣。直今城西五里。今大秦景教碑在崇聖寺中。疑卽古波斯胡寺也。

と謂ふ案文を掲載して居る。此等の諸記載の現象を前述する所の耶蘇教嚴禁令の事情と考へ合はす時は蓋し次の如く解釋すべきものではなからうかと考へる。

耶蘇教嚴禁令が如何ほどまで實行せられたるかは疑ふべしとして、兎に角雍正元年十二月よりは公的には嚴として嚴禁令が發布せられて居るのであるから、一個人の私撰の書籍ならばいざ知ら

ず、苟くも嚴禁令發布後あまり歲月を經過せざる雍正七年に詔を發して改修せしめたる『勅修陝西通志』なる官撰書に於ては、耶蘇教に關する記載を爲すことを故意に忌避したことはなからう歟。本書に景教碑のことも大秦寺のことも兩つながら全然記載してないのは或は此の事情に基けるものではないかと考へさせられる。

然るに乾隆時代に入るに及び學問技術を以て清國宮廷に出仕する外人宣教師が多く、彼の伊太利人郎世寧(Castiglione)チエツコ・スロバキア人艾啓蒙(Ignace Sichelbart)の如きは繪畫の技を以て如意館に出仕し、乾隆帝と會心の誼を結んだ。今北京阜成門外の柵欄兒の耶蘇會墓地の教堂の西壁に嵌入保存せられある艾啓蒙の墓碑文にも

司鐸文公……因其精於繪法。於乾隆十三年。奉旨進京。在如意館。效力多年。甚合上意。是以屢頒特寵。

(此の碑文は余の實見手
録したるものに據る)

と見ゆる。然れば耶蘇教布教嚴禁令は雍正元年十二月の發布以來決して解禁せられた譯でもないが、雍正元年の發令後約四十年間も經過したる乾隆三十年頃に於ては嚴禁令の法の威嚴も漸く失墜せられ、その上學問技術を以て宮廷に出仕する外人宣教師が帝寵を得たる爲、彼此の事情より耶蘇教に對する支那朝野一般の考が餘程寛大となりしものかと考へ得る。現に『大清會典事例』卷三百九十所載の乾隆二年の上諭にも

回々天主等教。國家功令。原未嘗概行禁絶。

なる文句見えて、雍正元年十二月の禁令と聊か撞着するが如く見ゆることすらあり、以て乾隆年間に於ける朝野の耶蘇教に對する態度の如何なるものなりしかを察知し得ると思ふ。乾隆二十九年に成りし『大清一統志』や同四十一年に成りし『關中勝蹟圖志』に景教碑のみの著録が簡單に爲されあるは斯かる事情に基きて單に金石の見地より敢

て之を忌避せざりしが爲ではあるまいかと考へられる。唯乾隆四十四年に成りし『西安府志』に碑のことも大秦寺のことも記載してないのは一見不可思議であるが、之は恐らくは『勅修陝西通志』に基きて省略して編纂せられたるが爲ではなからうか。

乾隆を過ぎ嘉慶年間に入るや、雍正元年十二月の教禁令の威力は愈々失はれ、之に對する支那朝野の忌憚の心は全く弛緩したるに相違ないが、嘉慶年間の耶蘇教の實況より之を禁止する必要を唱ふる聲は大に起りしものにして、乃ち嘉慶十六年五月及び同十八年五月、同二十年五月の三度の上諭を以て耶蘇教布教禁止令が發布せられた。嘉慶十六年五月二十九日の上諭にては天文係以外の外人宣教師に都べて歸國を命じて居る。これは亦雍正元年十二月の禁令が乾隆嘉慶の頃に事實上法令の威力を失墜して居つたことを證明するもので、

雍正元年の禁令が威力あれば嘉慶十六年の教禁の上諭の發布は必要ない譯である。

乾隆末より嘉慶の初までの此の事情を考慮に入れて『長安縣志』を考へむに、本書の著作に關してはその卷首志例の最後に

長安自康熙後一百餘年。文獻散失。今所纂錄以嘉慶十七年爲止。殫力蒐討。終多罅漏。俟來哲加正焉。

とあれば、嘉慶十七年以後に成就せしこと疑を容れ能はないが、何年よりその編纂事務を開始せしかは明記してない。而もその總纂、編輯、參訂、採訪の各員の履歴を見るに、總纂の張聰賢、參訂の王森文の二人は共に嘉慶乙丑即ち十年の進士及第者であり、採訪の張述燕は嘉慶己未即ち四年の進士、同じく劉兆奎は嘉慶甲子即ち九年の舉人、同じく李應震は嘉慶丁卯即ち十二年の舉人、總校の袁希謨は嘉慶庚午即ち十五年の舉人で、他は採訪の柏守貞を除くの外、何れも乾隆末年の舉人輩

である。即ち總纂以下大多數は嘉慶十六年の耶蘇教禁制の上諭發布以前の及第者で、雍正元年十二月の教禁令の威力全く失墜し、乾隆二年の上諭に所謂「原未嘗概行禁絕」と謂ふ時代精神の雰圍氣中に人となりし輩である。唯一人採訪の柏守貞のみは嘉慶辛未即ち十六年、教禁の上諭發布の年の進士ではあるが、此の者は年輩より謂つても最弱輩で、總纂以下總校までの十六人の中にて最も遅く此の編纂に參與したる者なれば、編纂の方針や章程の議決等は主として先輩なる他の十五人にて決せられ、就中總纂の張聰賢は之を主宰したるものに相違ない。然れば本書の編纂方針は、主として耶蘇教に對する支那朝野の考の弛緩したる乾隆末期より嘉慶の初期までの間に人となりし者共にて左右せられたる譯で、編纂事務の進行中なる嘉慶十六年に改めて耶蘇教禁止の上諭の發布はありても、此等編纂員の執筆の方針には甚だしき影響を

及ぼさざりしものかと察せられる。矧んや嘉慶十六年には幾分脱稿せし章句も存せしものと推定し得るをやである。乃ち『長安縣志』に於ては景教碑をその金石志に金石の見地より著録するのみならず、更に一步を進めてその寺觀志卷首の案文の通り、景教碑の出土發見地が唐代の波斯寺即ち大秦

寺の舊敷地に該當せむてふことをも指摘して、積極的に景教碑とその發見地金勝寺の敷地との歴史地理的關係にまでも論及する記載を試むるに至りしものではなからうかと思はれるのである。

(大正十五年十一月二十九日稿了)

明治初年の國體擁護運動(下)

文學士 藤井甚太郎

三 大村益次郎の遭難

明治二年九月四日兵部大輔大村益次郎(永敏)は京都三條木屋町の旅寓に於て志士の爲に傷られ、此が病因となつて十一月五日遂に大阪病院に於て死去したが、その所謂志士と云ふのは、元山口藩兒玉若狹家來團伸次郎(二十二歲)、元山口藩毛利

筑前家來太田豊能兄太田光太郎變名太田瑞穂(二十二歲)、與州白河藩加藤愛之助事軍曹伊藤源助(二十八歲)、參州産宮輪田進、越後國兵居之隊中五十嵐伊織變名濟東習作(二十九歲)、久保田藩澁谷内膳家來金輪五郎變名佐藤武雄(二十五歲)、信州伊那郡名古熊村生元齋藤謙助家來關島金一郎